

EVバス導入によるGX推進事業補助金応募要領

1 事業の目的

(1) 事業の目的

沖縄県では、県内を運行する路線バス・観光バス等への電気バスの導入を促し、クリーンエネルギー中心の社会システムへの移行を推進することを目的として、県内で電気バスを導入する事業者を支援する補助事業を実施します。

(2) 補助対象

補助金の交付の対象となる電気バス及び電気バス用充電設備であって、次の①から③の全てを満たすものです。

- ① 交付決定の日から、原則令和6年2月28日までの間に新車新規登録されたもの。
※電気バスへの改造の場合は、同期間中までに自動車検査証の交付を受けたもの。
※電気バス用充電設備等を導入する場合は、同期間中までに導入されたもの。
(電気バス用充電設備のみの導入は補助対象外です)
- ② 自動車検査証において、使用の本拠の位置が沖縄県内にあること。
- ③ 電気バスが運行する主たる経路が沖縄県内であること。

2 補助対象者(申請を行う者)

沖縄県内に営業所・事業所を有し、次の国事業Ⅰ又は国事業Ⅱの補助金の交付決定を受けた者となります。

【対象となる国の補助金】

	事業名称	所管省庁
国事業Ⅰ	自動車環境総合改善対策費補助金(事業用自動車における電動車の集中的導入支援)	国土交通省
国事業Ⅱ	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業)	環境省

3 補助内容

(1) 補助対象経費・補助率・補助金額

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費} \times \text{補助率}$$

補助金額は、補助対象経費に以下の補助率を乗じて得た額とします。

	電気バス		電気バス用充電設備	
	補助対象経費	補助率	補助対象経費	補助率
事業Ⅰ（国事業Ⅰの交付決定を受けた事業）	〔国事業Ⅰの交付要綱に基づく補助対象経費と同一〕 車両本体価格 （電気バスへの改造に要する費用※ ¹ を含む） ※ ¹ あらかじめ所有する使用過程車を電気バスに改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外	1/6	〔国事業Ⅰの交付要綱に基づく補助対象経費と同一。ただし工事費を除く〕 (1)急速充電設備、普通充電設備の本体及び付属品、蓄電池（工事費を除く） (2) 非接触式充電設備の本体及び付属品（工事費を除く）	1/2
事業Ⅱ（国事業Ⅱの交付決定を受けた事業）	〔国事業Ⅱの交付要綱に基づくEVバス導入経費に、同経費と同交付要綱に基づく標準的燃費水準車両※ ² との差額を加えた額〕 車両本体価格と「標準的燃費水準車両の価格との差額」の和 ※ ² 同規模かつ同等仕様の2015年度燃費基準に適合したディーゼル自動車	1/6	〔国事業Ⅱの交付要綱に基づく基準額＝「充電設備の導入に必要な経費※ ³ で補助事業者が承認した額の1/2」〕 充電設備本体と工事費の和の1/2 ※ ³ 設備工事費に係る補助対象経費は、充電機器の価格を上限値とする。	1

※消費税及び地方消費税については補助対象外です。

※事業Ⅱについては、本補助金の他にこれを上回る寄付金その他収入（国事業Ⅱの算定対象となるもの）がある場合は交付対象としません。

また、補助金の額の確定は、次に掲げる金額のうち、いずれか少ない額となります。

- ① 国の補助金の確定額のうち、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に補助率を乗じた額
- ② 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）

4 補助の要件

補助対象事業は、電気バスを新規導入する事業であって、次の要件を満たすものです。

- (1) 導入したバスを運行する場合は、導入時から5年間、主たる経路を沖縄県内とすること。
- (2) 導入の翌年度から5年間、利用実績報告書を提出すること。

5 申請受付期間

令和5年7月20日（木）から令和6年1月31日（金）まで

（補助金交付予定額が予算上限に達した時点で申請の受付を終了します。）

6 事業実施の流れ

事業時期	内 容	備考
令和5年7月20日 ～令和6年1月31日まで	補助金の申請	原則、国事業Ⅰ／Ⅱの 申請後に申請すること
(申請後)	補助金の交付決定	
交付決定の日 ～令和6年2月28日まで	EVバス・EVバス用充電設備 の導入	交付決定日以後に実施 すること
導入後30日以内、または 令和6年3月15日のいずれか 早い日まで	導入したバス等の実績報告	
(実績報告提出後)	補助金の額の確定	
(額の確定通知後)	補助金の支払請求・交付	
(導入翌年度から5年間) 各年度の4月30日まで	利用実績報告書の提出	

7 申請の手続き

本事業の補助金に関する申請手続等は、以下のとおりです。

「2 補助対象者」、「3 補助内容」、「4 補助の要件」等を確認の上、必要な書類を募集期間内に提出してください。

(1) 応募要領の配布及び申請書類の受付

ア 配布期間

令和5年7月20日(木)から令和6年1月31日(水)まで

(「オ 配布場所及び受付場所」における配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前10時から午後5時までとします。)

イ 配布方法

「オ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/saisei/2023ev-bus.html>

からダウンロードできます。(郵送による配布は行いません。)

ウ 受付期間

令和5年7月20日(木)から令和6年1月31日(水)まで(必着)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時までとします。)

エ 提出方法

「オ 配布場所及び受付場所」への持参又は郵送(「特定記録郵便」又は「簡易書留」)で行ってください。

提出の際は紙媒体で1部と電子データを保存したCD-R又はDVD-Rを1枚、提出してください。

オ 配布場所及び受付場所

沖縄県環境部環境再生課 環境対策班

所在地:沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号:098-866-2064

カ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請書類

1	補助金交付申請書(第1号様式)
2	国の補助金(国事業Ⅰ・Ⅱ)の交付決定通知書の写し ※申請時において国事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類(補助金交付申請書等)の写しを添付し、決定後速やかに提出すること。
3	法人登記簿謄本又は現在事項全部証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
4	税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
5	沖縄県税事務所発行の「県税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないことの証明書 ※申請時点で発行日から3か月以内のものに限る。
6	その他参考となる書類(知事が別に指示する書類等)

(3) 申請書類の返却

申請書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、申請書類は本件に係る交付決定の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

ア 申請書はファイリングし、表紙及び背表紙には事業の名称と事業者名を記入してください。

<記入例>「令和5年度 EVバス導入によるGX推進事業補助金交付申請書

株式会社〇〇(法人名)」

イ 書類提出後の差し替えは認めません(沖縄県が修正や追加提出等を求める場合を除く)。

8 交付の決定方法

(1) 交付申請の受理

申請は先着順に受理します。交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって交付申請の受理を終了します。

なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定します(本補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超える申請は、受理する前に当該申請者と申請金額等に関する協議を行います)。

(2) 審査

交付申請の受理後に、書類審査等により補助金の交付について決定し、同決定内容を申請者に通知します。本補助金への申請は、国事業の交付申請と並行して行うことができますが、本補助金の交付決定は、国事業の交付決定通知が発行されたことを確認した後に行います。

(3) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 交付要綱又は本要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ その他、交付決定に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

9 留意事項

(1) 交付要綱及び本要領をよくご覧のうえ手続きを行ってください。

(2) 提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出や面談を依頼することがあります。

(3) 補助事業の着手前に交付申請書を提出してください。着手後の交付申請は認められません。

(4) 本補助金は、補助事業完了後の精算払いとします。補助金の交付にあたっては、実績報告を3月15日までにを行う必要があります。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後10年間保存してください。

10 問い合わせ先

沖縄県環境部環境再生課 環境対策班

所在地：沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2064 FAX 番号：098-866-2497

E-mail : aa021100@pref.okinawa.lg.jp